

建築士法第 22 条の 2 に基づく

建築士定期講習

建築士会
CPD 認定
プログラム

建築士定期講習とは

建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士には、3 年ごとに登録講習機関が行う定期講習を受講することが建築士法で義務付けられています。なお、定期講習を受講期限内に受講しない場合は、建築士法に基づく懲戒処分の対象となります。

この定期講習では、法令により定められた「建築物の建築に関する法令に関する科目」と「設計及び工事監理に関する科目」の講義及び修了考査を行います(合計 6 時間以上)。

(一社)宮崎県建築士会では、(公財)建築技術教育普及センターから委託を受け、宮崎県において定期講習を開催しています。

申込方法

普及センターまたは宮崎県建築士会のホームページから受講を希望する講習日を選び、年度初めに普及センターから送られてくる印字済の申込用紙(前回受講者のみ)または普及センターのホームページからダウンロードした申込用紙により、宮崎県建築士会事務局へ持参または郵送のいずれかの方法でお申し込みください。

なお、インターネットによるお申し込みは、令和 4 年度からオンラインによる動画配信方式の講習に限定されていますのでご注意ください。

開催日・会場等

開催日	会場	定員	申込期間	申込先
令和 4 年 9 月 21 日(水)	日向ひとものづくりセンター	24 名	令和 4 年 4 月 4 日(月)から 定員に達するまで	宮崎県建築士会 事務局
令和 4 年 9 月 29 日(木)	宮崎建友会館	40 名		
令和 5 年 2 月 21 日(火)	宮崎建友会館	32 名		

※ 上記以外に(一社)宮崎県建築士事務所協会ほかでも開催しています。

お問い合わせ先

公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
ホームページ <https://www.jaic.or.jp>

一般社団法人宮崎県建築士会

〒880-0802 宮崎市別府町 2-12 宮崎建友会館 3 階
電話 0985-27-3425 FAX 0985-27-3698
ホームページ <http://www.miyazaki-aba.or.jp>